

特別養護老人ホーム 風和里 利用料金表

2023年6月1日

(単位:円)

| 要介護度 | 負担段階 | 基本介護負担 | | | | | 居住費② | 食費③ | 日額①+②+③ | | | 月額(約) (30日) | | |
|------|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|----------------|---------|---------|
| | | 基本単位 | 加算単位※ | 利用料金① | | | | | 負担割合 | | | 負担割合 | | |
| | | | | 1割 | 2割 | 3割 | | | 負担割合 | | | 負担割合 | | |
| | | | | | | | | | 1割 | 2割 | 3割 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 1 | 1段階 | 652 | 101 | 787 | 1,574 | 2,361 | 820 | 300 | 1,907 | | | 57,210 | | |
| | 2段階 | | | | | | 820 | 390 | 1,997 | | | 59,910 | | |
| | 3段階① | | | | | | 1,310 | 650 | 2,747 | | | 82,410 | | |
| | 3段階② | | | | | | 1,310 | 1,360 | 3,457 | | | 103,710 | | |
| | 4段階 | | | | | | 2,600 | 1,748 | 5,135 | 5,922 | 6,709 | 154,050 | 177,660 | 201,270 |
| 2 | 1段階 | 720 | 101 | 858 | 1,716 | 2,574 | 820 | 300 | 1,978 | | | 59,340 | | |
| | 2段階 | | | | | | 820 | 390 | 2,068 | | | 62,040 | | |
| | 3段階① | | | | | | 1,310 | 650 | 2,818 | | | 84,540 | | |
| | 3段階② | | | | | | 1,310 | 1,360 | 3,528 | | | 105,840 | | |
| | 4段階 | | | | | | 2,600 | 1,748 | 5,206 | 6,064 | 6,922 | 156,180 | 181,920 | 207,660 |
| 3 | 1段階 | 793 | 101 | 935 | 1,869 | 2,803 | 820 | 300 | 2,055 | | | 61,650 | | |
| | 2段階 | | | | | | 820 | 390 | 2,145 | | | 64,350 | | |
| | 3段階① | | | | | | 1,310 | 650 | 2,895 | | | 86,850 | | |
| | 3段階② | | | | | | 1,310 | 1,360 | 3,605 | | | 108,150 | | |
| | 4段階 | | | | | | 2,600 | 1,748 | 5,283 | 6,217 | 7,151 | 158,490 | 186,510 | 214,530 |
| 4 | 1段階 | 862 | 101 | 1,007 | 2,013 | 3,019 | 820 | 300 | 2,127 | | | 63,810 | | |
| | 2段階 | | | | | | 820 | 390 | 2,217 | | | 66,510 | | |
| | 3段階① | | | | | | 1,310 | 650 | 2,967 | | | 89,010 | | |
| | 3段階② | | | | | | 1,310 | 1,360 | 3,677 | | | 110,310 | | |
| | 4段階 | | | | | | 2,600 | 1,748 | 5,355 | 6,361 | 7,367 | 160,650 | 190,830 | 221,010 |
| 5 | 1段階 | 929 | 101 | 1,077 | 2,153 | 3,229 | 820 | 300 | 2,197 | | | 65,910 | | |
| | 2段階 | | | | | | 820 | 390 | 2,287 | | | 68,610 | | |
| | 3段階① | | | | | | 1,310 | 650 | 3,037 | | | 91,110 | | |
| | 3段階② | | | | | | 1,310 | 1,360 | 3,747 | | | 112,410 | | |
| | 4段階 | | | | | | 2,600 | 1,748 | 5,425 | 6,501 | 7,577 | 162,750 | 195,030 | 227,310 |

※加算単位数につきましては科学的介護推進体制加算Ⅱ及び個別機能訓練加算Ⅱを30日間の日割計算にて算出した概算数となります

- ※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・1ヶ月あたりの総単位数にサービス別加算率(8.3%)を乗じて単価を乗じた介護保険割合証に基づき負担。(月額に上乗せとなります)
- ※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を除く1ヶ月あたりの総単位数にサービス別加算率(2.7%)を乗じて単価を乗じた介護保険割合証に基づき負担。(月額に上乗せとなります)
- ※介護職員等ベースアップ等支援加算・・・1ヶ月あたりの総単位数にサービス別加算率(1.6%)を乗じて単価を乗じた介護保険割合証に基づき負担。(月額に上乗せとなります)

★ 加算合計内訳 ★ (基本的に全員対象の加算)

| 加算種類 | 単位数 | 加算内容 |
|----------------|------|--|
| 看護体制加算(Ⅰ) | 4/日 | 常勤の看護師を1名以上配置。 |
| 看護体制加算(Ⅱ) | 8/日 | 看護師の配置基準数に1以上を加えた配置。 |
| 夜勤職員配置加算(Ⅱ) | 18/日 | 夜間帯の平均職員数が配置基準数の1人以上配置。 |
| 栄養ケアマネジメント強化加算 | 11/日 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50(施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70)で除して得た数以上配置。 ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施。 ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応。 ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用。 |
| 個別機能訓練加算(Ⅰ) | 12/日 | 機能訓練指導員による機能維持等の訓練。 |
| 個別機能訓練加算(Ⅱ) | 20/月 | 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用。 |
| 日常生活継続支援加算(Ⅱ) | 46/日 | <ul style="list-style-type: none"> ①前6ヶ月間又は前12ヶ月間における新規入所者の総数のうち要介護Ⅳ若しくは要介護Ⅴの割合が100分の70以上。 ②前6ヶ月間又は前12ヶ月間における新規入所者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ以上の割合が100分の65以上。①又は②に該当時。 ③介護福祉士が常勤換算で利用者6人に対して1人以上を配置。 |

★ 加算合計内訳 ★ (基本的に全員対象の加算)

| | | |
|----------------|------|--|
| 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) | 40/月 | 入所者・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している。 |
| 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) | 50/月 | (Ⅰ)に加えて疾病の状況の情報を厚生労働省に提出している。サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している。 |

★ その他の加算(該当する場合) ★

| 加算種類 | 単位数 | 加算内容 |
|-----------------------------|----------------|--|
| 初期加算 | 30/日 | 入所後30日に限り加算。入所後、30日以上入院をされ再入所された場合も同様。 |
| 入院・外泊時加算 | 246/日 | 入院外泊時、お部屋を確保しておくための加算。入院・外泊後6日間が対象。 |
| 外泊時に在宅サービスを利用したときの費用の取扱 | 560/日 | 外泊時、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用された場合。外泊後6日間が対象。 |
| 療養食加算 | 6/回 | 医師により発行された食事箋に基づき療養食を提供。(1日つき3回を限度) |
| 生活機能向上連携加算(Ⅰ) | 100/月 | 医療機関等の機能訓練指導員等からの生活機能の向上を目的とした助言個別機能訓練計画書を作成等した場合。 |
| 生活機能向上連携加算(Ⅱ) | 200/月 | 医療機関等の機能訓練指導員等が施設を訪問して作成した個別機能訓練計画書に基づき多職種が共働して機能訓練を実施した場合。 |
| 若年性認知症入所者受入加算 | 120/日 | 65歳未満の認知症の方に適正なサービス提供を行った場合。 |
| 経口移行加算 | 28/日 | 医師の指示に基づき経口移行計画を作成し、管理栄養士が栄養管理を行った場合に加算。 |
| 経口維持加算(Ⅰ) | 400/月 | 摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方を対象。 |
| 経口維持加算(Ⅱ) | 100/月 | 経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって入所者の経口による継続的な食事摂取を支援するための食事及び会議等を開催。 |
| 口腔衛生管理加算(Ⅰ) | 90/月 | 歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを実施し、歯科衛生士が介護職員に対して口腔ケアに関する技術的助言や指導を行った場合。 |
| 口腔衛生管理加算(Ⅱ) | 110/月 | 口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 200/日 | 医師により認知症の行動・心理症状があり、在宅生活が困難であることから緊急入所が必要と判断され入所。(7日を限度) |
| 退所前訪問相談援助加算 | 460/日 | 入所中1回又は2回。 |
| 退所後訪問相談援助加算 | 460/日 | 退所後1回を限度。 |
| 退所時相談援助加算 | 400/日 | 退所後の相談援助を行い、必要な情報を提供した場合。 |
| 退所前連携加算 | 500/日 | 居宅介護支援事業所と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合。(1回を限度) |
| 配置医師緊急時対応加算 | 早朝・夜間 650/回 | 看護体制加算Ⅱを算定し、配置医師による24時間体制を確保した上、施設の求めに応じて医師が早朝・夜間又は深夜に施設に訪問し診療を行った場合。 |
| | 深夜 1300/回 | |
| 看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日以前31～45日) | 72/日 | 同加算Ⅰを満たし、24時間体制で複数の医師と施設間で連絡方法や診察を依頼するタイミング・利用者の個別事情の共有方法などを具体的に決め、看護体制加算Ⅱを算定している場合。 |
| 看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日以前4～30日) | 144/日 | |
| 看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日以前2～3日) | 780/日 | |
| 看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日当日) | 1580/日 | |
| ADL維持等加算(Ⅰ) | 30/月 | ①利用者(評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上である。 ②利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出している。 ③利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上である。 |
| ADL維持等加算(Ⅱ) | 60/月 | ①ADL維持等加算(Ⅰ)の①と②の要件を満たす。 ②評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上である。 |

★ その他の加算(該当する場合) ★

| | | |
|---------------|-------|--|
| 自立支援促進加算 | 300/月 | ①医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加する。 ②①の医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた人毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の人が共同して、自立支援の支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施する。 ③①の医学的評価に基づき、少なくとも3月に一回、入所者ごとに支援計画を見直す。 ④①の医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。 |
| 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) | 3/月 | ①入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用する。 ②①の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成する。 ③入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録する。 ④①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直す。 |
| 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) | 13/月 | 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない。 |
| 排せつ支援加算(Ⅰ) | 10/月 | ①排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用する。 ②①の評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる人について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施する。 ③①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直す。 |
| 排せつ支援加算(Ⅱ) | 15/月 | 排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用ありから使用なしに改善している。 |
| 排せつ支援加算(Ⅲ) | 20/月 | 排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用ありから使用なしに改善している。 |
| 安全対策体制加算 | 20/月 | 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている。(入所時に1回限り算定可能) |

※ その他の加算に関しては、体制が整い次第算定させて頂く可能性がありますのでご留意下さい。

★ その他の料金 ★

| 料金種類 | 費用 | 内容 |
|--------------|----------|-------------------------------|
| 理髪・美容代 | 実費 | 委託業者による |
| 複写物の交付(税込) | 10円/枚 | 1枚につき |
| 電気器具の使用料(税抜) | 50円/日 | 1機種につき |
| 娯楽・行事費用 | 実費 | 材料代等 |
| おやつ代(税込) | 132円/日 | 午後3時のおやつを提供 |
| 貴重品管理費(税抜) | 300円/月 | 年金・預金通帳・金融機関届出印・現金を当施設で管理する場合 |
| 文書料(税抜) | 300円/回 | 1通につき(入所証明書など) |
| 買い物代行費(税抜) | 1,000円/月 | 買い物の代行費用 |

※介護保険サービス加算料金、その他の料金については、要介護度や負担段階に関係なく共通料金です。

※利用者の希望に基づいて物品を購入する場合や利用者からの負担が適当であると認められるものは実費をお支払い頂きます。

※利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。